

今月のトピックス

令和3年12月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
QRコードで弊社HPへアクセスできます。



《 特定(産業別)最低賃金の改定について 》

特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金であり、例年12月内を発効日として改定が行われており、本年も改定対象となる地域が存在します。

改定の対象外となった業種・地域については、就業地ごとに本年10月に改定された地域別最低賃金が自動的に適用されることとなります。

都道府県	地域別最低賃金(円)	業種	特定最低賃金(円)	引上額(円)	発効年月日
東京都	1,041	改定なし(左記の地域別最低賃金が適用となります)	—	—	—
神奈川県	1,040	審議中(12月10日ごろ確定となる見込みです)	—	—	—
埼玉県	956	非鉄金属製造業	974	26	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981	27	
		輸送用機械器具製造業	990	24	
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	990	27	
		自動車小売業	988	26	
栃木県	882	塗料製造業	992	27	R3.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	940	28	
		汎用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939	26	
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940	27	
		自動車・同附属品製造業	947	27	
		各種商品小売業	※	—	

※栃木県の「各種商品小売業」はR3年度改定なしのため、地域別最低賃金が適用となります。

《 一般事業主行動計画策定・公表の義務対象拡大 》

平成28年の『女性活躍推進法』施行以降、常時雇用労働者数(※)301人以上の事業主に対して一般事業主行動計画の策定・公表義務が課されてきましたが、令和4年4月1日以降は常時雇用労働者数(※)101~300人の事業主へも義務対象が拡大となります。

内容としては下記4点を全て策定し、計画を自社内外へ周知・公表をした上で、「一般事業主行動計画策定届」を管轄都道府県労働局へ提出する必要があります。

- ①計画期間
- ②具体的な数値目標(例.採用労働者に占める女性の割合を〇〇%以上にする etc...)
- ③目標を達成するための対策の内容
- ④対策の実施期間

また、自社内の「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」・「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に区分される13項目(例.男女別の採用における競争倍率 etc...)のうち1項目以上を選択し、自社のホームページに掲載するなど求職者等が簡単に閲覧できるようにする、情報公表義務も同時に適用となります。

※常時雇用労働者⇒①無期雇用労働者 ②有期雇用労働者のうち、1年以上引き続き雇用が見込まれている／雇用されている者のいずれかを満たすもの

※弊社の年末年始休業期間は、令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)となります。